

青森県報

第三千七百二二号

平成二十五年
六月十日
(月曜日)

目次

告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出………(健康福祉課) ……一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……一

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……二

地籍調査事業計画……………(農村整備課) ……二

基本測量の実施……………(監理課) ……二

漁船保険付保義務の同意を求めめるための届出……………(下北地域) ……二

公 告

都市計画の変更案の縦覧……………(都市計画課) ……三

右 同……………(同) ……三

建設業者の許可の取消し……………(西北地域) ……三

告 示

青森県告示第四百八十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法

(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
立花歯科医院	八戸市大字大工町一六の二	平成二五・三・二九
立花歯科クリニック	八戸市旭ヶ丘三丁目一の二	"
スズラン薬局	八戸市湊高台一丁目二の二五	二五・三・三

青森県告示第四百九十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
立花歯科クリニック	八戸市旭ヶ丘三丁目一の二	平成二五・三・三〇
中泊おの医院	北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂一九五の一	二五・三・三一
マエダ調剤薬局中央店	弘前市大字南川端町一三の九	"
三笠ホームケアクリニック	弘前市大字松森町五三の二	"

青森県告示第四百九十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したため、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所		介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日
	青森県高齢者福祉生活協同組合	八戸市江陽二丁目の一の三二	訪問介護センター 幸の会			

青森県告示第四百九十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十五年年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたため、同条第五項の規定により公示する。

平成二十五年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
青森市	大字細越字内長沢の一部、大字久栗坂字浜田の一部、字山辺の一部、字大谷の一部、字久栗坂の一部、大字浅虫字久栗坂山の一部、大字三内字丸山の一部、大字佃一丁目の一部、大字岩渡字小谷の一部、大字岩渡字熊沢の一部	平成二十五年六月十日から平成二十六年三月三十一日まで
五所川原市	金木町嘉瀬端山崎の一部、金木町喜良市相野山の一部、金木町喜良市小田川山の一部	
むつ市	金谷一丁目の一部、金谷二丁目の一部、小川町一丁目の一部、大字田名部字金谷の一部	

青森県告示第四百九十三号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったため、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）
- 二 作業期間
平成二十五年六月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで
- 三 作業地域
県内全域

青森県告示第四百九十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第百六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったため、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	指定漁船調書の縦覧
加入区 の名称	期 間
蛇浦	平成二十五年六月十日から同月二十四日まで
届出者の住所及び氏名	場 所
一 下北郡風間浦村大字蛇浦字新釜谷二七の 木下 満一	蛇浦漁業協同組合
下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷八の五 富岡 正昭	
下北郡風間浦村大字蛇浦字蛇浦三九 山本 輝男	

公 告

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり青森都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十五年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

青森都市計画区域における道路に関する都市計画（三・四・二四号筒井大矢沢線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

青森市桜川八丁目の一部

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、青森市都市整備部都市政策課

四 縦覧期間

平成二十五年六月十一日から同月二十四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において

準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十五年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画（三・五・八号村井唐糸線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

藤崎町大字藤崎字松野木、字高瀬、字真那板縁、字白子の各一部

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、藤崎町建設課

四 縦覧期間

平成二十五年六月十一日から同月二十四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社つがるクリーン

二 代表者の氏名 増田 教正

三 主たる営業所の所在地 つがる市木造有楽町四五の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第四〇〇二八二号

- 五 取消年月日 平成二十五年五月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十五年五月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭